

京都大学産官学連携本部規程

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第47条の7の規定に基づき、京都大学産官学連携本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定める。

第2条 本部は、京都大学（以下「本学」という。）における産官学連携の推進及び支援に係る企画立案等を行うとともに、次の各号に掲げる業務を統括する。

- (1) 産業界又は官公庁との共同研究及び受託研究の推進及び支援に関すること。
- (2) 産官学における国際的連携又は地域社会連携の推進及び支援に関すること。
- (3) 知的財産権の取得、管理、活用等に関すること。
- (4) ベンチャーの育成、起業支援等に関すること。
- (5) その他本学の産官学連携活動の推進及び支援に関し必要な事項

第3条 本部に、本部長を置く。

2 本部長は、本学の研究担当理事をもって充てる。

3 本部長は、本部の所務を掌理する。

第4条 本部に、副本部長を置く。

2 副本部長は、本部長が指名する。

3 副本部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する本部長の任期の終期を超えることはできない。

4 副本部長は、本学の産官学連携活動の推進等について、本部長を補佐し、適切な助言を行う。

第5条 本部に、本部の運営に関する重要事項を審議するため、運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第6条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 産官学連携センター長
- (4) 部局長 若干名
- (5) その他本部長が必要と認めた者 若干名

2 前項第4号及び第5号の協議員は、本部長が委嘱する。

3 第1項第4号及び第5号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 本部長は、協議会を招集し、議長となる。

第8条 協議会は、必要と認めるときは、協議員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第9条 協議会は、協議員（出張中の者を除く。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 協議会の議事は、出席協議員の過半数で決する。

第10条 協議会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第11条 前4条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第12条 本部に、本部における産官学連携活動の推進について、本部長の諮問に応じて学外の有識者等による助言等を受けるため、産官学連携推進会議を置く。

2 産官学連携推進会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 本部長

- (2) 副本部長
- (3) 産官学連携センター長
- (4) 協議会の協議員（本部長、副本部長及び産官学連携センター長である協議員を除く。）
若干名
- (5) 学外の有識者 若干名

3 前項第4号及び第5号の委員は、本部長が委嘱する。

4 第2項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 本部長は、産官学連携推進会議を招集し、議長となる。

第14条 本部に関する事務は、研究推進部において行う。

第15条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、協議会の議を経て本部長が定める。

附 則

1 この規程は、平成19年7月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第6条第1項第4号及び第5号の協議員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 この規程の施行後最初に委嘱する第12条第2項第5号の委員の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

4 京都大学における産学官連携活動の推進及び支援に関する規程（平成17年達示第9号）は、廃止する。